

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の一部強化及びワクチン3回目接種対象者拡大)**

2021年11月4日
在ギリシャ日本国大使館

1 新規感染者数が最多を記録するなか、ギリシャ保健省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策として、国内制限措置の一部強化を発表しました。新たな措置は、今週6日(土)から有効とされています。新たな措置により、ワクチン未接種者に対して、より多くの義務が課せられることとなりますので、ご注意ください。なお、今回の措置は未だ官報に掲載されておりませんので、詳細については判明次第、別途お知らせさせていただきます。

(1) ワクチン未接種者に対し、民間・公共部門を問わず、全ての職場において、週2回のPCR検査かラピッドテストの受検を義務づける。(※従来は、観光、飲食、教職員、放送、映画・演劇・音楽プロダクション等の一部職種の労働者のみ、週2回の検査義務があり、その他は週1回の義務づけでした。)

(2) ワクチン未接種者に対し、公共機関、銀行、ショッピングセンター、カフェ、レストラン等の「免疫者と非免疫者の混合」タイプの施設(屋外部分を含む)、その他の全ての屋外施設その他、美容院等日常生活に必要不可欠とはみなされない場所へ入場する際、PCR検査かラピッドテストの陰性証明書の提示を義務づける。ただし、食料品店(スーパーマーケット含む)、教会、薬局では、陰性証明書の提示義務はない。

(3) 「免疫者と非免疫者の混合タイプ」の施設・店舗、競技場における監視、及び経営側に対する罰則を強化する。違反した経営者には5,000ユーロの罰金と15日間の営業停止を科すこととする。

2 ギリシャ保健省は、5日(金)から、ワクチン3回目接種の対象をこれまでの50歳以上から18歳以上に拡大する旨発表しました。3回目接種の条件としては、2回目のワクチン接種完了から6か月以上経過していることとされています。(ジョンソン・エンド・ジョンソンについては、別途、接種完了後2ヶ月経過した者が対象と発表されています。)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp